

第6回農業特定技能協議会運営委員会
(議事概要)

日 時：令和3年3月24日(水) 10時30分～12時00分
場 所：農林水産省 経営局A・B会議室

出席者：

1. 構成員

【制度所管省庁】

出入国在留管理庁 政策課 補佐官	米山 毅
警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課 課長補佐	新井 靖久
外務省 領事局 外国人課 課長補佐	向井 晋一
厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課 海外人材受入就労対策室 室長補佐	小沢 聡

【事業所管省庁】

農林水産省 生産局 園芸作物課 野菜調整官	山本 隆司
農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課 課長補佐	松井 裕佑
農林水産省 経営局 就農・女性課 調査官	村山 直和

【特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人 日本農業法人協会 参事	岩男 次郎
公益社団法人 日本農業法人協会 事務局長兼総務政策課長	山中 邦夫
全国農業協同組合中央会 営農・くらし支援部 営農担い手支援課 課長	中村 義則
一般社団法人 全国農業会議所 経営・人材対策部 次長	川崎 正太郎
一般社団法人 全国農業会議所 経営・人材対策部 主査	青木 昂平

2. オブザーバー

金融庁 監督局 銀行第一課 係長	山名 純
------------------	------

議事要旨：

農林水産省より以下の旨の開会のあいさつがあった。

- ・新型コロナウイルスの影響により、一時期は入国制限が緩和されたものの、再度新規入国が停止されているところ。一方で、在留延長の措置や、当省の代替人材に係る掛かり増し経費への支援、また現場なりに工夫して対応していただいております、何とか対応してきているところ。
- ・今後も入国制限が続くことが想定され、制限が解除されても先述のような対応を取るようになるかと思うが、改めて制度面や現場の意見を共有するなど連携をよく取り、引き続き御協力をよろしくお願ひしたい。

1. 特定技能制度の現状等について

【受入れ状況等について】

○出入国在留管理庁から資料1～資料4について、説明。

- ・技能試験について、R2年度当初は新型コロナウイルスの影響で国内外において実施できない時期もあったが、緊急事態宣言解除後以降等は順次再開できた。ただ、ミャンマーは2月の政変の関係で実施が止まってしまった。相手国政府との調整もできない状況である。
- ・R3年1月にインドと新たにMOCを締結。受け入れの方法等については現在確認中のため、追って公表予定。
- ・今回、ベトナムとウズベキスタンについて受入れ手続に関する資料を追加。ウズベキスタンについては送出国又は対外労働移民庁を通じずとも受入れは可能。
- ・ベトナムについては、二国間取決め（MOC）の規定に基づき、R3年2月15日から正式に推薦者表の手続きを取っていただくことが必要。本国からの受入れの場合は、その送出国が手続きを取るため、受入機関側で発行された推薦者表を受け取った後で、入管へ申請いただくこととなる。日本にいる方については、外国人本人が在日ベトナム大使館にて推薦者表の手続きを取っていただくこととなる。
- ・なお、ベトナム側で推薦者表の発行対象者として「技能実習2号以上を修了した者」又は「留学生として2年以上本邦で在留した者」という案内が在日ベトナム大使館のホームページに掲載されていたことにより、対象外の方への推薦者表の発行について、問い合わせを多数いただいている。これについて、雇用維持支援等により「特定活動」で在留している外国人にも推薦者表を発行するようベトナム側に申し入れをしているが、現時点でも回答得られておらず、回答を待っているベトナム人の在留に影響が出る懸念もあるため、どのように対応するかは現在検討中。ただ、「特定活動」での在留外国人の特定技能への変更申請は随時地方入管局にて受け付けているので、推薦表がなくとも申請いただきたい。受け付けた申請については、取扱いに係る検討が終了次第、審査を行う。
- ・新型コロナウイルスの影響で帰国できない外国人の在留資格の取り扱いについては、現時点でも帰国困難な状況に変わりがないので引き続き継続していく。雇用維持支援による外国人も在留期間の更新を認めていく予定である。在留資格認定証明書の有効期間についても必要な措置が取られる予定であることから今後も案内をご確認いただきたい。

(質問等)

- ・インドネシアのIPKOLの活用状況等はどうか。
→相手国からIPKOLに関する情報提供がないため、詳細までは把握できていない。
- ・特定技能の見直しについて、今後どのような進め方、スケジュールで行われる

のか。

- まだ具体的なスケジュールは決まっていない状況。今後、見直しを検討していく段階になれば、各分野からの意見も聴いていくこととなると思われる。
- ・書類の数を減らすなど、できるところから申請緩和を実施してほしい。
- 担当課においてすでに検討を行っていると聞いているが、今の要望については改めて担当課にはその旨伝えておく。

【往来再開の状況等について】

○外務省から往来再開の状況等について、口頭にて説明があった。

- ・3月18日に新たな水際措置（10）が決定され（原文は内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HP等よりご参照）、ビジネストラック・レジデンストラック及び全ての国・地域からの新規入国の一時停止が当分の間継続するものとされている（特定技能外国人は従来、それらのトラックを利用して入国していた）。

（質問等）

- ・新規入国のスケジュールはどのようになっているのか。
 - 再開のタイミングについては、ビジネス上のニーズを把握しつつ、国内外の感染状況や、強化された防疫措置の履行状況などを踏まえて政府全体として総合的に判断していくこととなる。
- ・ビザの申請自体も止まっているのか。また、再開した場合、申請受付の優先順位などはあるのか。
 - 新規の査証申請については、新規入国受入れの再開後にお願いしたい。受付の態様については一概にお答えできることはない。

【外国人の口座開設等について】

○今回、オブザーバーとして参加した、金融庁より、資料5-1～5-3について、説明があった。

- ・金融庁では総合的対応策に基づき、在留外国人や受入れ機関等に向けて外国人が金融サービスを利用する際の利便性向上のため、有益な情報や注意すべき事項について情報提供している。
- ・入国したばかりの外国人にとって、預貯金口座の開設等については、言語や手続きの複雑さが障害となって難しい場合があるため、外国人を受け入れる企業においてはサポートが必要。そのため、資料5-1では、口座開設時に必要なものや日常生活に必要な給与振り込み・口座引き落とし、帰国時の口座解約、犯罪防止等に関する内容をまとめてある。資料5-2はそれらを簡略化してパンフレットとしたもの。
- ・資料5-3は外国人向けのパンフレットであり、日本語のほか英語・中国語・ベトナム語等全14か国語に翻訳している。

- ・これらのパンフレットについては金融庁HPにて掲載予定。製本したのも関係省庁等に配布する予定なので、是非ご活用いただきたい。

【農業現場における現状等について】

○各団体から農業現場における現状等について報告があった。

J A 全中 (資料 6)

- ・ J A 全中では、 J A 向けに専門家にも聞きつつ、制度に関する手引きを作成。また、外国人の受入れに積極的な J A 県中との意見交換を実施している。加えて、制度に関する課題等の意見を現在各県から募集しているところ。
- ・ 農業は季節による繁閑差があるが、派遣形態での受入れが認められていることから、地域との産地間連携が取りやすい制度だと感じている。県同士や県内地域での産地間連携に取り組んでいる例が増え始めている。
- ・ 新型コロナに関する情報について、現場ではそれを収集するのに苦労しているので、迅速に提供いただきたい。
- ・ 入国可能な空港が限られるため、普段使わないような遠くの空港から受入れを行うことから、いつも以上にコスト負担が増えている状況。
- ・ 技能実習から特定技能への移行が多いが、移行した際に、産地間連携の一環として、派遣会社を介して同一の受入れ機関に派遣をしようとしても、派遣法に抵触して受入れができないおそれがある。
- ・ 海外の農村部の人にとって、現在の日本語能力の水準が高すぎることから、試験ルートでの受入れが少ないのでは、との声もある。

日本農業法人協会 (資料 7)

- ・ 新型コロナの影響で入国できていない実習生はいないが、昨年 3 月に受入れ予定だった者が R 2 年 10 月に入国するなど全部で 100 名ほどの受入れに影響が出た。一方、今年の 3 月に受入れ予定だった者が再度の入国停止により遅れが生じている。
- ・ 特定技能の場合、実習修了者の移行がほとんどだが、 2 号実習修了間近の者を勧誘している動きがある。悪質なものと時給面だけ伝えて、そのほかに係る諸費用等を伝ええないような事例もあるとのこと。ガイドライン等を作成するなど対策していくとよいと考える。
- ・ 新型コロナの影響もあり、特定技能での受入れ意向は高まっていると感じる。転職のリスクはあるが、繁閑期を鑑み 1 年のうち 10 か月だけの受入れや、外国人が帰国したい時期に一時帰国をすること可能。急激な移行はなくとも、徐々に特定技能での受入れは拡大していくと考えている。

全国農業会議所 (資料 8・9)

- ・ 試験結果について、まだ分析は出来ていないがインドネシアでの受験者数が他国と比べて多い状況。新型コロナによる会場閉鎖やミャンマーでの軍事クーデター等の影響もあったが、年間通してみれば安定して実施ができた。

- ・試験ルートでの受入れ数は 37 人であるが、試験合格者数は令和元年度と合わせて 4,000 名程度いる状況。今後、これらの方々のマッチングや往来の再開によって、特定技能での入国者数が増える要因になると考えている。
- ・資料 9 については、農水省とも協力して、特定技能協議会の加入者に対しアンケートを実施し、取材の上、優良事例を収集した。これについては、Web に掲載し、冊子での配布を行う予定。
- ・そのほか、制度に関する資料を作成の上、オンラインセミナーを実施したとともに、制度解説動画を作成し Youtube に掲載する予定。

(質問等)

- ・入管庁では今年度マッチングイベントを開催して、全国合計で企業から 1,000 社近く、外国人も 1,000 名以上集まったところ。来年度も実施する予定だが、全国農業会議所の説明でも出たように、合格者のマッチングは当方も問題と理解しており、本年度の事業について試験合格者への周知が不十分だったと考えているので、来年度の事業を実施するにあたり試験実施団体を通じて周知を協力いただくことは可能か。
→会議所としてはウェブサイトへの掲載等による周知も可能だし、合格者に直接メールで周知することも可能。
- ・外国人の犯罪の状況はどうか。例えば、定職についてないような外国人が働いている外国人に接触を図って、滞在先がないから寮に泊めさせてほしい、と言うなどの事例もあるようである。
→毎年、警察庁で組織犯罪情勢というものを公表しており、近々最新のものが公表される予定であるが、近年の検挙状況は横ばいとなっており、大きく情勢が変化しているというわけではない。ただ、外国人に接触してくる悪質な仲介事業者等の存在も懸念される場所であるため、防犯教室やコミュニティの方々と協力して外国人が犯罪に巻き込まれないように様々な取組を実施している。

○最後に、農林水産省就農・女性課から資料 10 から資料 12 までについて報告を行い、農林水産省が実施した制度に関するヒアリングについても簡潔に口頭で報告を行った。

(ヒアリングの概要について)

- ・より具体的な内容については、本格的な制度見直しのタイミングで提供できればと考えているが、印象的だったものとして、
 - 書類の簡素化について、技能実習時に提出している書類は省略できるのではないか。
 - 派遣先の書類について、派遣元が責任を持って受け入れていることから、派遣先に関する書類までは不要。
 - 引き抜きについて、入国して 1 年も経たないうちに、転職という形で別の機関に取られてしまった事例もある。制度上問題はないが、入国までに費用がかかっていることから、無秩序に転職されないよう対策が必要。

という声があった。

(意見等)

- ・(外務省) 資料 12 の中で、相手国側での制度の認知度が低いという意見があったが、海外における広報は外務省が対応することとなっており、今年度事業として特定技能全体の広報動画作成や Facebook 広報なども行っている。来年度も引き続き広報対応を実施していく。

以上